

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 令和 5年1月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 令和 5年 1月11日
3. 開会の日 令和 5年 1月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 宮 本 政 文
6. 委員数 7名
7. 出席委員数及び氏名 7名 宮 本 政 文 委員・池 田 香代子 委員
野 田 勝 彦 委員・西 山 修 委員
稲 田 直 樹 委員・大 坂 秀 美 委員
谷 川 英 昭 委員
8. 欠席委員数及び氏名 名

9. 通知した会議の目的たる事項

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（香川県知事許可分） 1件

譲渡人 (貸人)	譲受人 (借人)
● ● ● ●	●●●●株式会社
● ● ● ●	代表取締役 ●● ●●
● ● ●	

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（香川県知事許可分） 1件

譲渡人 (貸人)	譲受人 (借人)
● ● ● ●	有限会社 ●●●●
	取締役 ● ● ● ●

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書（香川県知事許可分） 1件

申請人
● ● ● ●

議案第4号 その他

10. 開 会 午前 9時 40分
11. 閉 会 午前10時

午前9時30分開会

○宮本会長

では、令和5年1月の農業委員会を開催いたします。皆さん出席ということでありありがとうございます。本日の署名人は谷川、西山両委員でお願いします。

○事務局1

おはようございます。

それでは議案第1号、農地法第五条第1項の規定によります、許可申請になります。農業委員会受付は令和4年12月28日でございます。

○事務局1

転用目的は、特定建築売買予定地8区画でございます。所在地は、字●●、番地は●●番で、面積は1,775㎡。譲渡人は○○○○様。同じく、字●●、●●番、面積は594平方メートル。譲渡人は、○○○○様。同じく、字●●、●●番、面積は43㎡、譲渡人は、○○○○様でございます。合算計が2,412㎡でございます。地目は田、台帳・現況とも田でございます。譲受人は高松市●●町●●番地。○○○○株式会社代表取締役○○○○様でございます。水利は、長縄手水利組合及び周辺耕作者の同意をいただいております、香川用水決済金も完済でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長

地元説明ありますか。

○大坂委員

理解して、一応別段問題はないわけですが。この図上の横にある水路が、●●番、●●番、こちらの方へ水路が通っているということで、水路関係が案外狭いということで、我々の方は一応近隣同意ですとかは取れているんですけども。こちらの方へ流れていたら、これがなかなか作りにくいと。業者の方へはゆくゆくは●●の方へ流してもらえないかという話はしております。そういった話だけで一応終わりにはなっているわけですが。

水利の方としては一応問題なしというふうな格好になっております。

○宮本会長

では皆さん、いかがですか。質問意見等ありましたら。

ありませんか。

○宮本会長

そうしたら許可ということで進めさせていただきます。

○事務局1

ありがとうございます。この案件につきましては、今月末、27日開催の香川県農業会議常設委員会へ上程させていただく予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局1

続きまして議案第2号に入らせていただきます。農地法第五条第1項の規定によります許可申請になります。農業委員会受付は、令和5年1月5日でございます。

○事務局1

転用目的は、二棟の共同住宅でございます。所在地は宇多津町字●●、●●番●、●●番●、●●番●で、面積はそれぞれ201㎡、743㎡、49㎡で、合算計が993㎡でございます。譲渡人は、●●市、●●町●番地、○○○様でございます。地目は田、台帳も田、現況は宅地となっております。

譲受人は、●●県●●市●●町●番●。有限会社○○、取締役○○○様でございます。水利は、津ノ郷水利組合の同意をいただいております、香川用水決済金も完済でございます。ただ、今話しました通り現況が宅地であります関係でこの申請を持ってこられた調査士の方には、始末書を提出してくださいとの指示はしております。以上でございます。

○宮本会長

地元、稲田委員、説明あればお願いします。

○稲田委員

水利としましては、一応了解はしておりますけれども。これ建っているところですが、宅地のところにはものが建っていないで、農地のところに住宅とか、工場や鉄工所みたいな建っているの。その辺これまでの税金とかがどうなっていたのか、その辺は理解しておりませんので、よろしく申し上げます。

○宮本会長

私も実は12月27日に立ち会いに稲田委員と行きました。1点補足させていただきますと、今言われた宅地のところに建たないで、農地のところに建っているという、次のページの地図を見ていただきますと白くなっております●●番。これがもともと建っているところ。赤いところが全部農地なんです、その赤い農地のところに今言いました工場とか自宅とかを建てておいて、この●●番のところが荒地と。少し畑のような状態で、非常に不自然な状態ですねということで、ちょうど町の立ち合いの方おられましたので、これも固定資産税とか税金関係はちゃんとしておいてくださいというような話は私もした経緯があります。

○宮本会長

何か皆さん質問、意見等ありませんか。どうぞ。

○谷川委員

地元の水利さんが承認しているなら、それで結構です。はい。

○宮本会長

他にありませんか。よろしいですか。そしたら許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 1

では続きまして第 3 号議案の方に進めさせていただきます。農地法第 4 条第 1 項の規定によります。許可申請になります。

○事務局 1

農業委員会受付は令和 5 年 1 月 5 日でございます。転用目的は、自宅の宅地の拡張、進入路の拡幅ということで伺っております。所在地は宇多津町字●●、●●番、●●番です。面積は●●番が 46 m²、●●番が 100 m²、合わせて 146 m²になります。申請者は、宇多津町●●番地、〇〇〇〇様でございます。地目は台帳では田、現況は畑になります。水利は長縄手水利組合の同意をいただいております。香川用水決済金も完済でございます。よろしくお願いたします。

○宮本会長

では、地元説明ありましたらどうぞ。

○大坂委員

畑という格好になっていますが、駐車場的な使用方法に実際はなっていた。この分で一応畑のような状態にしたというふうな話ですし、家を建てた段階で、すべて地上げをしていたと。話を聞いたところでは、全部宅地で固定資産税を支払いしているというふうなことで。県の方ともいろいろ協議し、いろんな問題出てくるなかでは、これだけとりあえず農地転用をして、あと後日また再申請を出すというふうなことで話は落ち着いているというふうに聞いておりますので、水利の方はこれで一応承認したという格好でございます。

○宮本会長

何か意見、質問等ありましたら。

○谷川委員

はい。結構です。

○宮本会長

はい。ありませんか。では許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 1

それでは続きまして、議案第 4 号に移らせていただきます。この案件につきましては、昨年

より持ち越しという形になっておりまして、こちらの方、うちの保武が調べさせていただいておりますので、こちらの方から発表させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 2

失礼します。1点は農業支援について前回のお話しでまだお配りしていなかった1-2-1の香川県就農準備資金経営開始資金の申請書類を印刷したものをお配りしています。もう1点は、JAで機械の購入に関する補助制度が平成10年から12年ぐらいに、あったものの、後継の制度はあるかという問い合わせをさせてもらったんですけども、松山の坂出中央農機センターにお聞きしたところ、詳しくは、一宮の経済部購買資材課でしているとのことでした。そちらにお聞きしたところ、今年度はコンバインが何台かと小型トラクターは予算少なく、15%を補助した経緯があるが、予算が少ない関係で来年度は未定だという話をお聞きしました。機械によるそうなんですけれども。そういったお話でした。以上になります。

○宮本会長

説明いただきましたように、1-2-1の就農準備資金等経営開始資金に対する申請書類ということで、今皆さんのお手元にお配りしました。申請書類はそれを見ていただくとして、支援制度については、去年の10月ですか、要領書を皆さんに1-1と1-2-1ということでお配りして、11月が休会だったので、12月ということをお願いしたんですが年末にできておりませんでした。目的は今言いました二つ目の支援について質問をお受けし、そしてまとめてそれに対して、県内を事務局の方で調べていただくという形で進めていこうと考えております。それでまず10月に大坂委員の方からこの支援を受けるには面積等の規制があるだろう、規模に対する基準があるだろうというご質問は1点伺っています。本日この委員会でその他に質問、或いは意見等がありましたらということで、皆様に協議をお願いしたい。

○宮本会長

それで二つあるんですが、まず1-1新規就農者サポート支援事業に何かご意見とか質問事項ありましたらお受けしますが、いかがですか。

○宮本会長

このサポート事業というのは、特に新規就農者に対する農機具とか或いは農業施設の導入にかかる費用の補助、サポートですから、補助事業というふうな内容だと理解しております。これにつきましても、いろいろな制度の内容書かれておりますが、面積等を何ヘクタール以上とかってというような記載はありません。何かこれに対して質問等あれば、まとめさせていただきたいと思います。

○宮本会長

特にありませんか。そうしたらもう一つの方、就農準備の資金、或いは経営開始資金の事業の支援の方に移ります。

○宮本会長

これにつきまして質問或いは意見等ありましたら、お受けします。

○宮本会長

こちらの方、就農予定者の年齢制限ということで、原則 50 歳未満という制限があります。或いは農地プラン、人農地プランを策定してということのような項目もありますが、宇多津町は、農地プランはやっておりません。これがなくても、中間管理機構のあつせんした農地を借るというそういう条件のもとでは、これを受付けていただけるような文章ではあります。この内容に従って私も質問意見等ということでお話させていただきますので、よろしくお願ひします。

○宮本会長

特にありませんか。そうしたら去年 10 月の議事録の内容を確認していただいて、来月に回答をよろしくお願ひしたいと思ひます。来月も実はこういうのを聞きたいなというのがありましたら、追加でも結構です。もう一度皆さん二つお渡ししている資料を見ていただいて、質問等ありましたら受けたいと思ひますので、よろしくお願ひします。事務局そういうことで、よろしくお願ひします。

○事務局 1

そうしましたら、続きましてその他に入らせていただきます。

○事務局 1

皆さんご承知かとは思ひますが、今年の 7 月 19 日をもって今回の農業委員さんの任期が満了となります。来月の広報には準備といたしまして、前回と同様に、推薦及び公募による農業委員の募集を行いますという内容を盛り込ませていただく予定にしております。で、実質は 3 月からの受け付けという形で、前段で 2 月にまずは掲載して、3 月にもう 1 回詳しく様式等々も織りまぜながら進めさせていただこうと考えておりますので、その辺りご了承くださいただけたらというふうに思ひます。

○宮本会長

募集の締め切りはいつになるんですか。

○事務局 1

締め切りが 4 月 5 日水曜日です。

○宮本会長

私の方は地区の総会等がありまして、水利の推薦とか農事組合の推薦とか、年度替わりでありますので、質問させていただきました。

○事務局 1

また何かわからない等々ありましたら、気軽にご連絡いただければ、こちらでまたサポートさせていただきますので。よろしく願いいたします。

○宮本会長

何か質問、この件につきましてありますか。いいですか。

はい。

○宮本会長

それでは事務局お願いします。

○事務局 1

12月の研修には皆さん参加いただきまして誠にありがとうございました。その折に2月9日香川県民ホールにおきまして、多面的の中四国のシンポジウムが開催されます。これについては、今のところ皆さんが出席されるということで、公用車を準備させていただいて、進めさせていただいています。ひと月先の話ではありますが、出欠についてここでお返事いただけるのであれば、ご協力いただけたらと思います。こちら先方の事務局の方へ、何人出席するというのを伝えないといけないので。2月9日の午後12時にここを出ようと思います。

○宮本会長

12時ですか。2時開催と私聞いたんですけど、12時。

○事務局 1

一応そういうふうに考えています。駐車場とかそんな関係がありまして、早めたほうがいいかと思っておりますので、その予定でお願いいたします。この段階で出席される方いらっしゃいますか。

○宮本会長

また連絡いただければということでいいですか。

○事務局 1

それでお願いできたらと思います。はい。

○事務局 1

それと今週、農業委員会の市町の担当者会がございまして、来年度、令和5年度から農業委員会の活動が重要視されてくるとお聞きしております。全国的に、タブレットの導入という

こともありまして、現況、農地がどういうふうになっているかなどを全国で閲覧できるというシステムに変わってきます。その中で、農業委員さんの毎月の活動を、もう少し実態的に、報告くださいというふうな話で、今は農業委員会の総会を毎月開催しました、所要時間がこれだけでしたというふうな報告だったんですけども。例えば、隣の人が相談に来て、それに時間を1時間費やしたというそういうことでも構いません。その内容をフィードバックしていただいて、こちらに情報いただきましたら、こちらの方で内容を詳しく伺ってまとめて報告していこうと思いますので、ご理解のうえご協力をよろしくお願いします。

○宮本会長

そしたら委員の中に何かございましたら。よろしいですか。

そしたら閉会ということにさせていただきます。ありがとうございました。

午前9時57分閉会